

2017年1月2日及び1月9日放送の「ニュース女子」における辛淑玉様に関する放送について、2018年3月8日付け放送倫理・番組向上機構・放送と人権等権利に関する委員会の当社に対する勧告において、同放送は、辛淑玉様が過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動を職業的に行う人物でその黒幕である、過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動の参加者に5万円の日当を出しているとの事実を摘示するものであり、その内容は真実性に欠け、辛淑玉様の名誉を毀損するものであると判断され、また、辛淑玉様の国籍・民族を明示して、過激で犯罪行為を繰り返すものと描かれた沖縄県の基地反対運動と結びつけて論じたことは、人種や民族を取り扱う際に必要な配慮を欠いたものであったと言わざるを得ないとの指摘を受けました。

当社は、上記のとおり名誉毀損と判断された事実摘示や人種・民族に関する配慮を欠いた表現を含む当番組を放送したことについて真摯に反省し、社内で策定しました再発防止策を推進するとともに、当番組の放送によって辛淑玉様を深く傷付けたことを深く反省し、お詫びいたします。

2018年7月20日

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

代表取締役会長 後藤 亘

代表取締役社長 伊達 寛